

第25回入善町農業委員会議事録

令和元年8月5日午後13時30分から第25回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

| | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|
| 1番 五十里 章 | 2番 米澤 一博 | 3番 中島 茂樹 | 4番 高澤 清晶 |
| 5番 島瀬 康一 | 6番 塚田 周一 | 7番 城崎 久満 | 8番 松原 二美榮 |
| 9番 米山 義隆 | 10番 鍋嶋 太郎 | 11番 上島 幸夫 | 12番 谷口 和子 |
| 13番 米田 喜代美 | 14番 山崎 林太郎 | 15番 愛場 義豊 | 16番 田中 吉春 |
| 17番 酒井 良博 | 18番 長原 均 | | |

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

| | | |
|----------|------|-------|
| 入善町農業委員会 | 事務局長 | 小堀 勇 |
| 入善町農業委員会 | 係長 | 島尻 淳子 |
| 入善町農業委員会 | 主事 | 道下 玲也 |
| 入善町農業委員会 | 主事 | 浦田 佳明 |

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

| | |
|------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会期及び議事日程の件 |
| 日程第2 | 議事録署名委員決定の件 |
| 日程第3 | 議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第91号 農地法第4条の規定による意見進達について |
| 日程第5 | 議案第92号 農地法第5条の規定による意見進達について |
| 日程第6 | 議案第93号 事業計画変更の申請による意見進達について |

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。先週の1日木曜日に福井県にあります永平寺町の農業委員会が視察に来られました。農業委員15名、農地最適化推進委員13名の計28名で来庁され、人・農地プランの一環として行っております認定農業者との話し合いについての話をしました。その説明を行っている際、今後、全体の話し合いだけではなく、各地区での話し合いの場を新たに設けるとより農地の集約・集積化につながるのではないかと思います。そこでまだ案ではございますが、各地区で協議委員会を立ち上げるなど、何か集約・集積化につながることを来年の任期までにできればと思いますので、今後よろしく願いいたします。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第25回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。17番酒井委員と18番長原委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は田中〇〇番外2筆の計3筆で、台帳地目、現況地目ともにすべて田、面積は計7,496㎡です。

譲渡人は公益社団法人 富山県農林水産公社で、譲受人は入善町田中〇〇番地の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特例控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地が事務所から自動車で5分ほどであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、206,618㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に

は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米澤委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は吉原中林〇〇番〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は697㎡です。

譲渡人は入善町吉原〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町吉原〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の経営規模拡大のため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩5分ほどにあり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、30,401㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、中島委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は上飯野〇〇番〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,970㎡です。

譲渡人は千葉県四街道市和良比〇〇番地〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町五十里〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、今回所有権移転するため申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は車で10分ほどにあり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が60年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年180日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、38,022㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

申請番号4番、農地の所在地は上飯野〇〇番外2筆の3筆で、台帳地目、現況地目ともにすべて田、面積は計6,024㎡です。

譲渡人は公益社団法人 富山県農林水産公社で、譲受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行っており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特例控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地が事務所から1kmほどであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、495,740㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。
以上、4件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米澤委員

集積が遅れている田中地区での農地中間管理事業ということで、集約化が進んでほしいと思い、確認印を押しました。

中島委員

譲渡人は高齢であり今後の農作業は難しいということで、現地も確認した結果、問題はなかったため確認印を押しました。

塚田委員

譲渡人は町外で生活しており高齢でもあるため、何十年も耕作している譲受人へ所有権を移転することとなりました。申請地周辺も譲受人が耕作していることから、問題はないと考えられます。

島瀬委員

申請地は十数年譲受人が耕作しており、現地も確認しましたが、問題はありませんでした。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第91号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第91号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町青木〇〇番〇〇外1筆の計2筆、台帳地目は田と畑、現況地目は畑で、面積は111㎡です。

申請者は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「農機具格納庫兼車庫敷地」です。

申請者の〇〇さんは、農業を営んでいるが、既存の農機具格納庫が老朽化しているため立て直しを考え、また、それに併せて乗用車用のカーポートを新設しようと計画をたて、申請地と既存の宅地の一部を敷地として、今回の転用申請となりました。

申請面積は111㎡と、一般住宅の基準を満たし、農機具格納庫、車庫として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農機具格納庫兼車庫敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」とは認められない」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、昭和47年2月25日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

事務局の説明のとおりであり、手狭でもあることから敷地を確保したいとのことで、問題はないと判断し確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第91号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第92号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第92号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町青木〇〇番〇〇の計1筆、台帳、現況地目ともに田で、面積は285㎡です。

貸渡人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さん、借受人は黒部市立野〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権設定」です。

申請者の〇〇さんは、現在、妻と子供の計3人で黒部市のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、父から申請地を借り受けて、実家の隣接地に一般住宅を新築する計画です。

申請面積は285㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、庭等として利用するための必要最小限の面積であり、下水道にも接続が可能です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」とは認められない」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成30年6月26日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

貸渡人と借受人は親子の関係であり、借受人の〇〇さんが今回地元に戻ってくるということで、実家の隣接地に自己の住宅を建てたいということであり、現地も確認しましたが、問題はないと判断し確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

残地部分の機械乗入口は確保してあるのでしょうか。

事務局

確保済みであり、問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第92号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定します。

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等がございますか。

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に2019年度農業委員会業務必携の冊子があると思いますが、ご一読していただき今後の活動に役立てていただければ幸いです。また、農地利用最適化業務活動日誌を配布いたしました。活動毎に記載していただき、事務局まで提出をお願いします。最後に、令和元年12月末までに利用権設定が終了される方のリストを配布させていただきましたので、こちらも一度目を通して頂けると幸いです。

議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等がございますか。

(全員 意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第25回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、9月5日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしく願いいたします。

(閉会 午後2時00分)